

[事案 30-305] 通院給付金支払請求

・令和元年 12 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

通院給付金を請求したところ、通院期間のうち約款上の支払限度日数を超えた分が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

高血糖精査・血糖管理のため入院（入院①）および通院し、その後、関節炎により入院（入院②）および通院したため、平成 27 年 12 月に契約した医療保険にもとづき、通院給付金を請求したところ、両入院は 1 回の入院とみなされ、それぞれに付随する通院も通算されて約款上の支払限度日数分のみが支払われた。しかし、入院①と入院②の間に関連性はないため、通院全期間分の給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各入院はいずれも、同じ診療科への入院であり、原因として高血糖精査・血糖管理の傷病名が記載されている。また、入院②が入院①の退院からあまり間を置かずに開始されていることから、両入院の直接の原因は同一と考えられ、約款上 1 回の入院とみなされる。
- (2) 1 回の入院に対する通院給付金の支払限度日数分の通院給付金を支払っている以上、これを超えて支払うことはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院①と入院②の間に関連性はないとは認められない一方、両入院を約款上の同一の入院（疾病が同一か又は医学上重要な関係がある入院）と判断することには合理性があると認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。